

令和5年5月 四万十市農業委員会 議事録

1 日 時 令和5年5月10日(水)午後2時30分～午後3時10分

2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 13名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	桑原 宏文	11	岡村 猛	17	尾崎 征洋
7	谷崎 容子	12	伊勢脇 精藏	18	福留 宜彦
8	遠地 美千代	13	土居 忠栄	19	畠中 温喜
9	山本 官	14	清水 優志		
10	芝 順子	15	正木 卓夫		

(2) 農地利用最適化推進委員 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	4	岡本 尚子	8	竹村 光一
2	武井 健治	5	宮地 秀之		

4 欠席委員

(1) 農業委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	4	井上 靖好	6	安藤 久徳
3	伊与田 真哉	5	加用 雅啓	16	岡崎 誠

(2) 農地利用最適化推進委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	宮崎 幸一	6	山口 昇彦	7	宮地 浩

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	安田 晃子
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	朝比奈 雅人	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	下村 陽次郎		

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(2件)

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(3件)

第3号議案 非農地証明書の交付について(2件)

第4号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

報告事項 形状変更届出について(1件)

その他

◆議長（福留会長）

只今から令和5年5月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号3番 伊与田 真哉 委員、議席番号4番 井上 靖好 委員、議席番号5番 加用 雅啓 委員、議席番号6番 安藤 久徳 委員、議席番号16番 岡崎 誠 委員の6名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中13名の出席となり、「農業委員会等に関する法律 27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、宮崎 幸一 委員、山口 昇彦 委員、宮地 浩 委員より欠席の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号7番 谷崎 容子 委員、議席番号8番 遠地 美千代 委員にお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。

番号1。土地の表示は、竹島字馬ノ江 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴30年の81歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴30年の妻の2人となっております。農機具につきましては、トラクターを所有しているとのことです。申請地は自宅から3分ほどの距離となっております。耕作面積は99アールとなります。

現在、申請地は休耕状態ですが、取得後は譲受人が季節野菜等を栽培する予定にしており、農地として使用していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号2。土地の表示は、岩田字桐島澤 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴10年の76歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴10年の妻の2人となっております。農機具につきましては、小型耕運機をリースしているとのことです。申請地は自宅から7分ほどの距離となっております。耕作面積は54アールとなります。

申請地は現在、休耕状態ですが、取得後は譲受人が季節野菜等を栽培する予定にしており、農地として使用していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 19番 畠中委員（下田地区担当）

この土地は竹島でも1、2を争う湿地帯で、桶の底みたいな土地です。何十年もガマの方が風で洗濯物に散つてというような苦情のたねの土地でした。今回の売買については、譲受人が土建業を営んでいて重機もあるということで、かさ上げをして水田の方も畑化してという老後の農業というような形になっていると思います。すでに周囲に妻の名義で取得して、かさ上げをして畑化をして農業を進めていると。高齢になってからの農業の新しい形態みたいなモデルケースではないかと思います。問題ありません。理想的な売買あり、土地改良も併せて出来るだろうと期待しています。以上です。

◆議長（福留会長）

宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

続きまして、「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 17番 尾崎委員（東山地区担当）

4月30日、申請地の状況確認および譲受人の聞き取りを行いました。今回取得しようとする申請地の農地は現況田となっており少し荒れていますが、取得後は地続きの譲受人の別宅があり、その高さまで埋め立てて畑として耕作する予定だそうです。周辺の農地には影響ありません。また、譲受人が現在所有している農地についても、効率的に耕作しています。農作業に常時従事すると認められますので、農地法3条の許可については適当であると考えております。以上です。

◇議席番号 9番 山本委員（後川地区担当）

現地を確認後、電話で譲受人と確認をしました。畑として今後も管理をしていくということですので、問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

現地は長年内水の関係で毎年水没する地域、いわゆる岩田の木材団地から佐田へ分岐するあの辺りがずっと水没地帯で、県道から堤防側はほとんど耕作放棄地になっている。現場は、幡多信金の倉庫の前の辺りです。譲受人の持ち家があり、圃場が隣接地ということです。将来有効的に水対策を考えながらのかさ上げも目論んだ畠仕事にしたいということで、売買の結論になったということです。その地域はかなり荒れている所ですので、少しでも改善に役立てばというふうにも考えています。以上です。

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

私は現地確認だけですが行いまして、今各委員の話を聞いていて、この案件について許可することに特に問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

それでは、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページになります。番号1。土地の表示は、不破字坂折 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月27日、事務局と会長で現地に向かい、中村地区担当の岡崎委員と宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、車庫を建築するものです。場所については、中村南小学校より南に約200メートルに位置する農地で、北側は宅地、南側は宅地と雑種地、東側と西側は道路となっています。雨水については敷地内に自然浸透、生活排水については駐車場用地のため発生しません。また、周辺に農地はないため、影響はないものと思われます。

申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている準工業地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地と判断されます。

続きまして、番号2。土地の表示は、古津賀三丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月27日、事務局と会長で現地に向かい、東山・下田地区担当の井上委員と宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください

い。この度、住宅を建築するために宅地とするものです。場所については、土佐くろしお鉄道・古津賀駅より南西に約450メートルに位置する農地で、北側は市道、南側および東側は宅地、西側は農地ですが、譲渡人所有の農地となっています。排水についてですが、雨水については自然浸透と既設市道側溝へ排水、生活雑排水は合併浄化槽を設置し既設市道側溝へ排水する計画となっているため、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請地は、都市計画法による世と地域に指定されている第一種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地と判断されます。

続きまして、番号3。土地の表示は、渡川一丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月27日、事務局と会長で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの5、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するために宅地とするものです。場所については、具同小学校より東に約100メートルに位置する農地で、北側と西側は宅地、東側は公衆用道路、南側は農地ですが、転用についての同意を得ています。雨水については自然浸透と既設道路側溝へ排水、生活雑排水については合併浄化槽を設置して東側排水路へ排水します。このため、周辺農地への影響はないものと思われます。

新世知は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地と判断されます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」の岡崎委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

推進委員から、意見などございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

5月27日に事務局、会長、岡崎委員と現地確認に行きました。特に今言われたとおりで問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」の井上委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

この案件も、4月27日に事務局、会長、井上委員と現地確認に行きました。こちらの件も、住宅を建築することですが、特に問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

事務局の説明のとおり、4月27日に現地確認に行きました。都市計画区域ですので住宅の建築は問題ないと思いますが、水処理、それから浄化槽を備えるということで、問題ないと判断しました。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

4月27日に事務局と会長、正木委員と現地確認に行きました。こちらの件も特に問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、採決いたします。原案に賛成の委員は举手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員举手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。

番号1。土地の表示は大西ノ川字円治谷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。4月27日に会長と事務局で現地に向かい、富山地区担当の伊勢脇委員と東推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット7、8ページをご覧ください。現地は山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に山林となっており、課税状況については山林での課税であることを確認しております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号2。土地の表示は具同字西行近、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事

由等につきましては、議案書記載のとおりです。4月27日に会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット9、10ページをご覧ください。現地は原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に耕作されていない状況となっており、現在に至ります。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号12番 伊勢脇委員（富山地区担当）

先月25日に事務局、行政書士、東推進委員と現地確認調査を行おうとしましたが、現地は標高約500メートルぐらいの山の中腹にあり、事務局の説明どおり、昭和43年頃に植林したとのことで産業道は獣道化しており、とても現地に行くことは無理だと判断し、市道大西ノ川古尾線側から対岸の現地を遠巻きではありますが見ることができました。たしかにその辺りは雑木林で、その一角が植林状態を確認することができました。よって、適当であると考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から意見などはございませんか？

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

今伊勢脇委員が言われたように一緒に現地確認に行きましたが、上がって行くといつても、とても無理な状態で、この状態ですので問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

事務局の説明のとおり、4月27日に現地を確認しました。10年以上耕作放棄し、今日に至っています。農地への復旧は困難とみますので、非農地の証明は適当と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

4月27日に事務局と会長、正木委員と現地確認をしました。耕作放棄してから10年以上経っている土地ですので、非農地証明の交付については問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は举手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員举手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第4号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、第4号議案の説明をいたします。

お手元にお配りしております、「第4号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」をご覧ください。

この決議の経緯といたしましては、令和元年、県外にて農地転用に関わり農業委員会の会長が農地法違反と収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生し、農林水産省より綱紀肃正の通知が発出されました。

このことを受け、全国農業会議所から全ての農業委員会に対し、職責の再認識と法令違反の再発防止の申し合わせ決議を行うよう依頼があったため、本市農業委員会におきましても、令和2年1月の農業委員会総会にて、農業委員会法第31条及び同法第33条を適切に実施し、農業委員会の議事の公正さを確保するという内容の決議を行っております。

なお、この決議については決議内容を保持する観点から、毎年度実施することとされているため、今年も実施するものであり、毎年度5月の総会で実施することとしております。

それでは、決議文を読み上げます。

《決議文を読み上げる》

以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。

○事務局

農地形状変更届出書の提出が1件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

お手元に配布しております別紙の「報告事項 形状変更届出について」をご覧ください。

形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第5条第2項により、届出書の提出があった場合、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。

番号1。土地の表示は西土佐江川崎字竹ノ下、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。4月28日に事務局で現地に向かい、方の川地区担当の桑原委員と竹村推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの11ページをご覧ください。現地確認したところ、既に一部かさ上げしている状態です。トラクターでさらに下段にある農地へ行くことが不便なことから、当該地を進入路としてゆるやかな勾配を設けて出入りしやすいように整備するものです。届出より前にかさ上げを行っていたため、顛末書付きでの申請となっております。隣地農地については、届出人所有の農地であり同意書は不要です。形状変更後はこれまでどおり耕作の用に供することを確認しております。

以上のことから、農地継受変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和5年5月2日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。

◆議長（福留会長）

以上で事務局からの説明が終わりました。

続きまして、その他でございますので、事務局よりお願ひいたします。

○事務局

令和5年度最適化活動の目標の設定等について説明を行います。お手元に配布させていただいております両面2枚綴りの「令和5年度最適化活動の目標の設定等（別紙様式1）」をご覧ください。

1枚目の「農業委員会の状況」については、2020年の農林業センサス等から事務局が調べたものです。昨年度からの大きな変動はありませんので、説明は飛ばさせていただきます。後で見ておいてください。

2枚目の「Ⅱ最適活動の目標」をご覧ください。「①の現状」についてですが、「管内の農地面積」は2,141ヘクタール、「これまでの集積面積」は237.8ヘクタール、集積率は11.1%です。「課題」については、作業受委託が中心の農業者は利用権設定等を行っていないケースも多く、集積実態の把握が経営農地の一部にとどまっています。また、管内に未相続の農地が多く、利用権設定等の法的手手続きが困難なケースもあります。「②の目標」についてですが、「農地の集積の目標年度」は令和13年度、「集積率」は58%です。これは、県の目標に合わせております。今年度の新規集積面積は15ヘクタールとし、「これまでの集積面積」237.8ヘクタールに15ヘクタールを加えたものが、「今年度末の集積面積（累計）」252.8ヘクタールとなります。よって、「（目標）今年度末の集積率」が11.8%となります。（2）遊休農地の解消についてですが、遊休農地は66.9ヘクタールです。昨年度からの大きな変動はありませんので、説明は飛ばさせていただきます。後で見ておいてください。

3枚目の「（3）新規参入の促進」をご覧ください。「①現状」の「令和4年度新規参入者」は1経営体で14アールです。「課題」は、新規就農を希望する者にとっては、就農するための農地の確保及び施設整備等に要す

る資金の確保が課題となっております。「②目標」の「権利移動面積」は令和4年度 9.5 ヘクタール、3年間の平均が 7.6 ヘクタールです。

次に「2 最適化活動の活動目標」ですが、推進委員等の日数目標は、ひと月 6 日となっており、県の目標に合わせております。「活動強化月間の設定目標」は、取組時期を「10 月～12 月」とし、「取組項目」が「遊休農地の解消」。内容は、農業委員・農地利用最適化推進委員と連携して農地中間管理機構の周知を行い、遊休農地の解消のため農地の賃貸借等の推進を図ることにしております。農業委員、推進委員には、遊休農地の相談等があれば、事務局や農地中間管理機構に繋げていただければと考えております。

「新規参入相談会への参加目標」としては、県や農業会議が主催する新規就農希望者向けの相談会等へ参加するとなっております。説明は以上となります。

◆議長（福留会長）

以上で事務局からの説明が終わりました。

最後に、委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

~~~~~

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和5年5月10日

議長 福留宣彦

署名委員 立崎容子

署名委員 遠地美千代